



当山毎年修二月会大頭差文、同歩射・舞童・
 屈請等之記并御寄進状・奉書以下之事、年々
 分至当年者、被写置山口殿中文庫訖、於後年者、
 祭礼翌日為執行坊役、案文悉可被調進之由被仰
 出畢、此旨可有存知者也、

甲寅
 明応三年二月十三日

「興隆寺証文笥蓋裏書銘」(興隆寺文書収納箱)

大内氏の文書管理

《政務を公正に行うためには？》

弘治3年(1557)西国の有力大名大内氏が滅亡し、その本拠地である防長両国は毛利氏が制圧します。この政治権力の交替に伴い、この地域には大きな混乱が生じました。給地が二重に与えられたり、理由もなく没収されたりしたのは、その一例です。それは、戦後処理のために毛利氏の支配組織に一時的に登用された大内氏旧臣と毛利氏奉行人との間で生じた政務執行上の軋轢が原因でした。

そこで大内氏旧臣らは、この問題を解決するためには、①組織が従うべき規範としての法度を定める必要がある、②さらに、御判や奉書の案文(本物と同じ効力を持った写し)を毎月当主のもとに保管して、それを参照すべきだ、という趣旨の答申書を内々に毛利氏当主へ提出したのです。

これらのことから、戦後処理で混乱する毛利氏とは対照的に、大内氏においては、組織が従うべき法が定められていたと

同時に、公文書の写しが保管され、是非の判断材料にされるというシステムが構築されていたことがうかがえます。

《文書への眼差しは？》

そこで、断片的な史料から大内氏における文書とその管理に関わる事例を時系列で紹介してみます。

①享徳4年(1455)、大内教弘は家臣の分限を調査した際、家臣から提出させた分限注文(所領高等を記した文書)を「公方様御帳」と呼ばれた帳面と照合し不審な点を問い質しています。つまり、大内氏は既に15世紀半ばには、分限帳と推測される文書を手元に保管し、それによって家臣の所領貫文高(年貢高)を把握していたのです。

②文明2年(1470)、大内政弘は、家臣から提出された給所注文にもとづき知行を安堵する際、手元の「惣名帳」と校合した上で行っています。この「惣名帳」とは、「大内氏の政庁に保管された、家臣ごとの分限帳」だと理解されています。当時応

相良正任と「正任記」



相良正任の署判
 (興隆寺文書22-10)

相良正任(ただとう)は、大内政弘の右筆で奉行人も務めた人物です。彼は、文明10年(1478)に、博多の聖福寺において「正任記」という陣中日記を書き記しています。この日記は、僅か一ヶ月分しか残っていませんが、大内氏の領国支配組織中枢にいた人間が書き記したものであるという点で、大変貴重な記録です。この中には、大内氏が発給した判物や奉書の案文が多数書き留められています。

仁・文明の乱に参戦中の大内氏は、こういった帳面を携行して上洛していたのです。

③文明11年(1479)、大内氏が領国支配のために郡ごとに設置していた郡代が、「郡帳」という帳面を管理し、それにもとづいて郡単位の課役の賦課・徴収を行っていたことが確認できます。

④文明13年(1481)、大内政弘は長門国一宮である住吉神社の「往昔以来之文書」を一見し、正文しか所持していない(つまり案文を作成していない)という大宮司の言を受け、末代のためにそれを書写させ、奥書にその旨を記しています。このとき書写された写本七帖は、今日「政弘本」と呼ばれていますが、政弘本に含まれる文書の正文は、1割程度しか現存していません。文書保存の観点からすれば、政弘の処置は先見の明があったと評価でき、その功績は大きいといえます。

⑤文明15年(1483)、大内政弘は赤間関で評定を開き、九州へ渡海する大内軍の兵船は赤間関の負担で用意すべきことを、法度として定めました。この評定の結果は、「殿中日日記」に書き留められました。「殿中日日記」とは法度として公布されるような重要な案件を書き留めるといった性格の文書であり、その名称の通り、「殿中」(大内館の中心的な建物)に保管されるべき公用日記であったと推測されます。

⑥文明18年(1486)、大内政弘は奉行当番の役目として、「奉書案文」を大内氏当主の上覧に供することになっているにもかかわらず、近頃はおろそかになっているので、今後は、事あるたびに、あるいはすべての事柄について上覧に供するべきことを法度に定めています。

⑦長享3年(1489)、大内政弘は出仕する者に毎日自筆で着到(出勤簿)を記させ、その記録を五大鼓(午前八時頃)が打たれた後に当番の「御前之童部衆」が上覧に供するよう法度に定めています。

⑧天文10年(1541)、政弘の孫に当たる大内義隆は、安芸国全土を掌握した直後に安芸厳島神社の神官棚守房顕に命じて、同社の宝倉に納められていた神領に関する証文をすべて持参するように命じています。それは、同社の社家衆から大内氏に提出された証文と照合するためという理由によるものでした。安芸国全体の新たな支配者となった大内氏が、同国一宮の社領を文書によって把握しようとしていることが知られます。

また、その後も大内氏は、訴訟に不慣れな厳島神社の社家衆に対して、訴訟として取り上げるかどうかは誰が口利きしたかということとは関係がない旨を伝え、先例となるべき言い分が記された過去の奉書を上覧に備える必要性を説いています。つまり、大内氏は厳島神社に対して、訴訟における公平の原則と文書主義を採用することを明言し、その立場で支配にあたっているの

す。

以上のような事例から、中世大名である大内氏は、当主自らが文書の重要性を熟知し、それを管理しようとしていたと考えられます。つまり、大内氏は「文書主義」による領国支配をめざし、かつ実行していた権力体であったといえそうです。

《殿中文庫とは?》

それでは、大内氏の公文書はどこに保管されていたのでしょうか。

大内氏の関係史料には、「文庫」(「文籠」)という言葉が散見されます。例えば、長享3年(1489)の掟書では、「殿中毎月御歌・同御連歌御懐紙」は、奉行や筆者当番の役として取り置き、たまったら「文庫」の番衆に渡すべきことが定められています。

また、明応3年(1494)の興隆寺証文笠蓋裏書銘(写真)からは、大内氏氏寺の氷上山興隆寺で毎年執行される修二月会の大頭役を定めた「差文」をはじめとして、同会で行われた歩射・舞童・屈請等に関する記録、及び「御寄進状」・「奉書」を当年のものまで「山口殿中文庫」に写し置いたこと、今後は祭礼が終わった翌日に執行坊の役目として案文を調進するよう命じられたことなどがわかります。

さらに、享祿4年(1531)、大和国人の十市遠忠が木阿本『李花集』(後醍醐天皇皇子宗良親王の和歌集)を書写した際の奥書には、彼が書写した写本は「防州大内文籠之抄物」であったことが記されています。

これらの実例から、「殿中文庫」は、山口の大内館にあったこと、警備の者がいたこと、氏寺の祭礼記録と氏寺に出された大内氏の文書の控えのほか、和歌や連歌の懐紙、歌書を保管していたこと等々が判明します。

従来この「殿中文庫」なるものは、代々文芸に造詣の深い大内氏が収集した典籍や経学詩文など内外の稀書珍籍を納めた、本邦図書館史上特筆に値するものであると理解されてきました。

ところが、もともと「文庫」とは、典籍の類よりも政治関係の文書を納める施設であり、鎌倉幕府においては、奉行人たちが個々に所蔵する文書・記録類を総括する機能を最終的に保証する役割を担保していました。また、いわゆる大内氏掟書も、「文庫」にたまった「奉書・壁書・判物」などの案文を集成したものであるとの説が出されています。

このような見解に立てば、「殿中文庫」とは、典籍・図書類のみでなく、大内氏にとって領国支配の上で不可欠な御判や奉書の案文を保管し、必要に応じて上覧に供するための施設でもあったと考えられそうです。